

様式第8（第6条第2項関係）（平24国交令2・令2国交令98・一部改正）

調 書

物件の番号

- (1) 物件がある土地の所在及び地番
- (2) 物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量
- (3) (2)に係る損失の補償の見積りの額
- (4) 物件の所有者の氏名及び住所
- (5) 所有権以外の権利の種類及び内容
- (6) (5)に係る損失の補償の見積りの額
- (7) 所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所

物件の合計数量 件

上記のとおり、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第13条の規定によって調書を作成する。

年 月 日

事業者 氏名

備考

- 1 記載事項については、事業区域に存在する物件ごとに記載すること。ただし、同一の地番内に、所有権その他の権利を有する者を同じくする同種の物件が複数ある場合には、それらの物件をまとめて記載することができる。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 物件が、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の「この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業」による施設である場合は、「物件の所有者」を「事業の用に供する者」とし、(5)から(7)までの項目の記載に代えて、(5)として、事業の用に供する者の意見書の有無を記載すること。
- 4 事業者が過失がなく物件に関して権利を有する者を知ることができない場合又は物件に関する権利について争いがある場合には、その旨記載すること。
- 5 土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに調書の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度で作成すれば足りる。この場合には、その旨附記すること。